

# 札幌市子どもの権利委員会

## 第13回委員会

### 会 議 録

日 時 : 平成23年8月9日(火) 16時30分開会  
場 所 : 札幌市役所本庁舎12階 3～5号会議室

## 1. 開 会

○委員長 既に4時半を回っておりますので、ただいまから、第13回目の子どもの権利委員会を開催したいと思います。

まず、事務局の方から何か連絡事項がありましたら、お願いしたいと思います。

### ◎連絡事項

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 子どもの権利推進課長の野島でございます。

本日はよろしくお願いたします。

本日の欠席者でございますが、井戸委員、岡村委員、小栗委員、秦委員の4人から欠席との連絡がございました。

本日の資料ですが、資料3といたしまして、子どもの権利に関する広報について、前回までに皆様からいただいた意見をまとめたものをお渡ししております。また、委員の皆様のための資料として、本日欠席されております岡村委員より皆様へお渡ししたいと依頼のありました資料を、別途、配付させていただいております。

以上でございます。

## 2. 議 事

○委員長 ありがとうございます。

それでは、議事を進めていくことにいたします。

本日の議題は、前回に引き続きまして、子どもの権利に関する広報のあり方についてを扱います。

なお、本日の終了時刻でありますけれども、18時を予定しております。

これより、審議に入りたいと思います。

前回、事務局の方から、現在行っております子どもの権利に関する広報活動の一覧が示されたところですが、それをめぐりまして、皆様方からご意見をいただいた内容を事務局にまとめていただいております。

また、皆様のお手元にありますように、本日欠席いたしました岡村委員から、「広報活動に関する提案」と題して提案をいただいております。

そこでまず、岡村委員の資料について事務局の方からかわりにご説明していただきまして、その後、資料3についての説明を受け、それを検討していきたいと思っております。

では、事務局の方から、資料について説明をしていただきたいと思います。

よろしくお願いたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、私の方から説明させていただきます。

まず初めに、岡村委員より別にお配りしました資料のような提案がございましたので、

これにつきまして、委員にかわりまして私から説明をさせていただきます。

「広報活動に関する提案」ということで、A4判2枚のものでございます。

資料の1枚目のちょうど中段ごろに提案理由と提案が記載されております。内容につきましては記載のとおりですが、多くの方が興味を持ちにくいと思われる子どもの権利について、今ある文学作品などの中から、これは子どもの権利を意味するのではないかというものを委員の皆様が選定し、子どもの権利委員会お勧め本として紹介するというものでございます。

これは、文学作品だけではなく、子どもの権利や条例にかかわるものであればジャンルは問わないということですので、例えば、皆様方から2冊程度を選んでいただいて、それに対するコメントをつけ、子ども未来局にご提出いただければという提案でございます。実際にいただいたものを子ども未来局の方でまとめまして、その後、さまざまなイベント等で紹介したいと考えているところでございます。

岡村委員からご提案いただいた内容の説明は以上でございますが、まずは、この提案について皆様でご検討いただければと思っております。

資料の1枚目の裏面にスケジュールを記載しておりますけれども、今回の委員会でご検討いただいて、仮に承認されれば、各自が選定いたしまして、その後、子ども未来局の方にご提出の上、次回の委員会に取りまとめた内容について確認し、発表ということを考えているところであります。こちらにつきましては、あくまで子どもの権利委員会という名前で出しますので、選定につきましてはそれぞれご協力いただければと思っておりますが、外に出る段階では子どもの権利委員会がお勧めの本として提案したいと考えているところです。

なお、岡村委員から、本の選定に関しまして参考になるのではないかとということで、資料の裏に選定例ということで2冊ほど提示されておりますので、ご参考にいただければと思っております。

以上で、岡村委員の提案についての説明を終わらせていただきます。

続きまして、私どもが用意しました資料3の子どもの権利に関する広報についてのまとめというA4の横の形になっている資料に基づいて若干説明させていただきます。

前回の委員会におきまして、子どもの権利委員会としてまとめた内容を広報のあり方として札幌市にお示しいただくということでご提案をいただいております。この資料につきましては、これまでの委員会で広報関係の議論を行っていただいた内容を踏まえまして、一たん整理をしたものでございます。

資料の構成でございますが、表の右側に、委員会での主な意見として、これまでの委員会で広報関係に関する主な意見を一覧にしております。これらの意見を踏まえまして、最終的に札幌市にお示しいただくものを体系としてまとめたものを表の左側の項目という欄で記載し、その中身を表の中央にございます内容（案）という形でまとめております。

本日もご議論いただきました内容も踏まえまして、恐らく、A4の大きさに二、三枚になるかと思いますが、その結果を次回の委員会において子どもの権利に関する広報につい

てということで札幌市にお示しいただくことになると思います。

本日は、この内容の案の表現等やさらに加えるべき視点についてご意見をいただければと思います。

続きまして、資料の内容でございます。

項目の1点目は、「まとめに当たって」ということで、この委員会の目的や計画策定に向けての経過を簡単にまとめ、計画策定以降は広報について議論を行ってきたこと、また、委員会として札幌市が子どもの権利に関する広報を進めるに当たって留意すべきことを整理しているところでございます。

次に、1ページの下段の「1 広報活動について」でございます。

子どもの権利条例の認知や子どもの権利の理念が十分ではないという現状を踏まえた上で、2ページ目でございますが、子どもにかかわる大人や子ども自身だけではなく、すべての市民が子どもの権利を理解し、札幌市でも条例をつくり、子どもの権利の推進に取り組んでいるという姿勢をもっと積極的に示すべきという意見を多くの委員からいただいておりますので、その内容をまとめているところでございます。

次に、より具体的な内容を示すために、「2 対象について」では、(1)大人、(2)子ども、(3)職員・教職員ということで、3ページ以降でそれぞれのカテゴリーごとにまとめております。2ページ目下段の(1)大人につきましては、子どもの権利が守られるには、まずは大人が正しく理解することが必要ということで、これについては計画においても触れておりますが、前回までの議論の中でも意見をいただいておりますので、個別の事業を通した広報活動について、ここで改めて整理をしております。

次に、3ページ目の(2)子どもにつきましては、絵本の作成やキャッチフレーズなど親しみやすい広報について、また、学校教育における取り組みについても意見をいただいておりますので、その内容をまとめたところでございます。

最後でございますが、(3)職員・教職員については、子どもの権利を札幌市で進めていくに当たっては、職員や教員が正しく理解し、実践していくことが必要であることから、子ども未来局や教育委員会が中心となって子どもの権利に関する広報普及活動を進めていくこととしているところでございます。

以上が説明でございますが、先ほどご説明させていただきました岡村委員の提案を含めでご議論いただければと思います。

よろしくお願いたします。

○委員長 説明をありがとうございました。

それでは、意見交換に移りたいと思います。

意見交換ですが、子どもの権利に関する広報についてのまとめ(案)を先に扱いまして、特に、真ん中の内容(案)の表現がそれでよいか、直す点はないのか、あるいは、加える点はないかなどについて行っていきたいと思います。その点に関しては、項目順に話をしていく形をとっていきますが、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、そういうことで進めていきたいと思えます。

まず、一番最初に「まとめに当たって」という部分が出てくるわけですが、それについてはいかがでしょうか。まとめについて修正等がありましたら、出していただければと思えます。

ということで進めていこうとしますと、これは全体にかかわることでもありますので、これについていきなり意見を出すのは難しいかもしれません。

それでは、具体的な項目を先にやりましょうか。

まず、1番目の広報活動について、1ページから2ページ目に書かれておりますが、これについて、特に修正しなければならない点がありましたら、皆さん方から出していただければと思えます。

A委員、どうぞ。

○A委員 2枚目の中黒の二つ目のところで、「『子どもの権利』は、子どもに関わる大人や子ども自身がその趣旨や」というところの後に、「直接には子どもと関わりを持たない大人も」という表現があるのですが、直接には子どもとかかわりを持たない大人が札幌市から出ない方がいいのではないかと思うのです。どんな大人も子どもとかかわっているといえますか、言わんとしていることはわかります。学校教育を担っているとか、子どもがいる、いないとか、そういう視点なのかなと思いつながら、こういうふうを書くのは余りよくないかなという気がしているのです。

○委員長 今、A委員の方から、広報活動についての中黒の2番目、2ページの最初のところで、「直接には子どもと関わりを持たない」という文言があるわけでありませうけれども、この「直接には」という文言があることによってかえっておかしいことになってしまうだろうと。ですから、この文言は外してしまった方がいいのではないかという意見が出されましたけれども、いかがでしょうか。

どうぞ。

○B委員 私も、全く同じところにひっかかっておりましたので、ここはない方がいいと思っています。

○委員長 今、B委員からも、それに賛成するという意見が出ました。

ほかの皆さんはいかがでしょう。

あった方がいいという方はいらっしゃいますでしょうか。

私も、ここはない方がいいというふうに実は思っているのですけれども、これを削除することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 では、「直接には」という文言は削除することにさせていただきますと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

○B委員 今回の部分で確認ですが、「直接には子どもと関わりを持たない大人も含めた」というところまでが削除ということになりますか。この文言というのは、冊子にそのまま入るのですか。冊子というか、何かに入るのですか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 冊子と申しますか、札幌市に対して、子どもの権利委員会として意見をまとめたものというレベルの中での押さえです。

○B委員 では、市民は見ないのですか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 見ないといいいますか、一応は報告ですから見ることはあります。そういう意味で、誤解のある部分については削除する形になろうかと思えます。

○B委員 わかりました。申しわけありません。

そうすると、「直接には子どもと関わりを持たない人も含めた」というところまでは削除して、「全ての市民が」というところが残るのですか。

といいますのは、中黒の最初に「『子どもの権利』は、子どもに関わる大人や」という文言があるのです。それがあって、次に、わざわざ、直接かかわらない人もというふうには、要するに、すべての人だよと言いたいのだと思うのです。そうすると、ここだけ削除しても、上では「子どもに関わる大人や」とありまして、すごく限定的です。我々の趣旨としては、かかわらない人なんかいない、大人も子どももすべてかかわって初めて社会と言えるわけなので、最初の限定も要らなくて、すべての大人と子どもがという話ではないかと思うのです。

○委員長 今回のB委員のご意見は、この部分に関しては「直接には子どもと関わりを持たない大人も」まで全部とってしまう方が意味もはっきりしてくるのではないかという意見ですね。

○B委員 上の「子どもに関わる」の部分も要らないのではないかということです。かかわるとかかかわらないという対象の限定は要らないような気がします。

○委員長 では、全体としてどういう表現にしたらよろしいでしょうか。

○B委員 これは、とても説明的ですけれども、子どもの権利は、すべての大人と子どもが理解することが重要ですよということを言っているのですか。だから、シンプルでいいと思います。

○委員長 それを全体としてどういう表現にしたらいいでしょうか。

○B委員 いかがですか。

○委員長 そこが大事だと思います。

結局、すべての市民がということが大事になりますね。そうすると、その上は要らないのではないかということになりますね。

○B委員 そうです。だから、これを残すのであれば、子どもの権利は、すべての大人や子ども自身がその趣旨や内容を十分に理解することが必要ですよ。最後も同じですね。だ

から、一文でいいのではないのでしょうか。子どもの権利は、すべての大人や子どもがその趣旨や内容を十分に理解することが必要ですということを言いたいのです。そんなシンプルな感じになるのではないかと思います。

○委員長 どうでしょうか。

今の点で言うと、「『子どもの権利』は、子どもに関わる大人や子ども自身がその趣旨や内容を十分に理解することが必要です。」で切ってしまうということですね。

○B委員 「子どもに関わる」もなくしていいですね。

○C委員 これは、「だが、」と言っているのですけれども、この「だが、」はひっくり返っていないのです。逆接ではないのです。だから、一文にしてしまっただけで、後ろと前を統合するためには、「子どもに関わる」という言葉を削除すれば、最初の一文だけで意味が通じるというB委員の説明で私は了解しました。

○委員長 では、一番最初の「子どもに関わる」という部分もとるということですね。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○D委員 文章としては大変わかりやすいのですが、そうしたら、「子どもと関わりを持たない大人も」とあえてここに入れた理由を聞かせていただきたいと思います。それが「非常に重要となる」とありますから、ここはなおさら、子どもとかかわりを持たない大人について言いたかったのだと思うのです。どうしてそういうふうな表現になったのか、その意図を知りたいと思います。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 前回の質疑の中で、子どもの権利条例を語るときには、子育てをしている親子がどうしても中心になってしまっただけで、子育てを終えてしまった人は意識の面で興味、対象から外れてしまうという実態があるときに、そういう人たちにどういう対応をしていったらいいのかという部分がそもそものスタートだったと思います。確かに、すべての大人がかかわるのは当然の話ですが、現実問題、そうではない大人が一方ではいる中で、そういう興味関心をなかなか持てない人たちにはどうしたらいいのだろうかという問題意識はそもそもあったと思います。ですから、文言的には、すべての大人や子どもがかかわるのはもちろんですが、そうではない大人や子どもがいたときにはどうするのかということが大事だと思います。

それで、右の上から三つ目のポツのところに、「教員、子育て中の親だけでなく、市民全部に札幌市はこういうまちなのだということを」ということで、あえて「市民全部に」という表現をしたのは、そういう問題意識を一たん受けて、ここでは「こういうまちなのだ」という非常に抽象的な表現ですが、子育てが終わったような方々に対しても何か興味を持ってもらうものが必要ではないかということが念頭にあったのは事実でございます。

○委員長 今の件をどう受けとめますでしょうか。

○D委員 それは僕もよくわかるのです。子育ての終わったというか、ある程度年配の方は、子育てを経験なさっているのですから子どものよさもよくわかると思うのですが、結婚しな

い人とか、ずっと独身でいる人とか、子育てとか家庭に縁のない方とか、今は人口的に比率がふえていますので、多分、そういう人たちのことも念頭に入れながらということもあったのだらうと思うのです。そうすると、単純にすべての大人としてしまった場合、今の意図がよく伝わらないかなという感じがします。

○委員長 ということからすると、これを加えることが必要であるというイメージですね。

○D委員 僕は、「子どもと関わりを持たない大人」というのはあった方がいいのかなと。この真ん中のところではなくて、解説の部分で補足的に言うのであれば、そちらで賄えると思います。

○委員長 今、D委員の方から、何らかの形で入れておいた方がいいのではないかという意見がありました。つまり、「子どもと関わりを持たない大人も」という部分は意味を持っているのではないかということかと思います。

その点を、E委員はどう思いますか。

○E委員 私は、二つの意見はどちらももつともだなと思いつつ、今、伺っておりました。というのは、子どもと実際にかかわっている、それは職業であれ何であれ、そういった方々が子育てしていない人よりも子どもの権利に精通しているかということ、必ずしもそうではないという問題があると思います。その一方で、子どもの権利とは無縁の既に子育てを終えられた方は、確かに子どもの権利からはうんと遠い位置にいることもよくわかりますし、子育てをしていない若い世代、あるいは、独身世代も確かにそうだと思いますので、どちらの意見もごもつともだなと思いつつ聞いていました。

手がかりとして、例えば、今までこの委員会でも意識調査のアンケートを1回しておりますし、条例をつくるこれまでの検討委員会でも意識調査をして、札幌固有の意識の問題というか、特にこの層の意識が弱いとか、もしそんなものが出ているのであれば、この辺も言いやすくなってくると思いますが、どうも、今までの私たちの議論をよりどころにしているようなので、今ひとつ、印象に基づいての意見なのかなという気がして、私としても決め手がないなと思いつついるところです。

○委員長 ありがとうございます。

これまでの意見を聞いて、F委員、お若い立場からどうですか。

○F委員 私も、先ほどC委員が言ったように、「必要だが、それと同時に」とつながっているところは、同じ内容になっているので、一文にしてしまった方がいいと思います。これで、子どもに関わる大人と限定してしまうと、多分、ひとり暮らしの知らないおじさんなどは自分に関係ないと思ってしまうので、かかわりを持たない人もみんなそうだよというイメージがあった方がいいのではないかと思います。

○委員長 ということは、後半の部分も何らかの形で加えた方がいいということですね。

○F委員 もうちょっと、オブラートに包んで書いたらいいのではないかと思います。

○委員長 どうぞ。

○G委員 ここに「全ての市民が」とあるわけですから、「関わりを持たない大人も」と



いう部分はなくともいいのかなと私は感じたのですが、もう子育てが終わった人、あるいは子どもを育てたことがない人は、現実としては関心がないという状況だろうと思うのです。しかし、逆に、ここに「関わりを持たない大人も」と入れて強調することによってそういう人たちも関心を持ってくれというニュアンスであれば、入れた方がいいのかなという感じがします。

○委員長 何らかの形で残した方がいいのではないかという意見も出てきていますけれども、そういう意見を聞いていて、B委員はどう思いましたか。

○B委員 わかりました。

「直接には子どもと関わりを持たない大人」、それは私のことだと読んだときに注意を喚起される層が社会には現実にいるということですね。そうであるならば、そういう人たちにも注意を喚起したいということで、あえて入れるという立場もあると思います。

ただ、文章的には、「だが、」で結ぶのはちょっと不自然なので、2文に分けた方がいいと思います。文法的にはそう思いますが、この「直接には」というのは、あえてそういう人たちの層の注意を喚起するという意図で入るという解釈でもいいと思います。

○委員長 それでは、この件については、私と事務局で相談しまして、後半の部分も生かすような表現を考えまして、次回が恐らく最終の委員会になると思いますが、そこで皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○委員長 ありがとうございます。

それでは、1番目の広報活動について、ほかの点で何かご意見がありましたら出していきたいと思います。

よろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 それでは、1についてはこの辺で終わりにしまして、次に、2の対象について、まず、（1）の大人に関して書かれている点で何か修正等がありましたらご意見を出していきたいと思います。

どうぞ。

○G委員 修正という意味ではないのですが、子どもサポーター養成講座というのは、私ども民生委員とか、いろいろところで実際に講座が始まっていて、これからもあるのですけれども、見た限り、養成講座自体がちょっとわかりにくいような感じがしたのです。それと同時に、この広報が出るのが遅かったのではないかという感じがしたのです。これは子ども未来局の子どもの権利推進課の方ですが、現実受講の対象になっているのはどのぐらいか、確認したいのです。

○委員長 今の質問に対して、お願いします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） この子どもサポーター養成講座につきましても、子どもの権利推進課が事務局となって講座の企画運営を担っています。今

回は、基礎編と実践編とそれぞれ二つに分けて実施させていただいておまして、現在実施しているのは実践編ということで、子どもと実際にかかわる経験豊富な大人の方に講師として来ていただいて、子どもたちが力を発揮するために具体的にどういうサポートをしていったらいいのか、大人が全部をおぜん立てをして子どもがただ参加するのではなくて、子どもみずから力を発揮するのに大人がどうかかわっていったらいいのかという具体的な例を中心に、特に、今回は、公園遊びと、子どものニーズに基づく支援と、最後は自然の中での体験学習という三つの分野で3人の講師にお願いして実施しているところです。

各回は大体20人程度ということで募集しているのですが、回によっていろいろ変動がありまして、少ないところで5人、多いところで20人です。基礎編の方は結構たくさんの方が来て、いろいろ勉強していただきましたが、実践編の方は希望したほどは来ていなかったと思います。それでも、今のところは5人から20人の間でそれぞれ実施しているところです。

今回、こういう講座はできれば身近なところでやったらいいだろうということで、東区、豊平区、厚別区、南区と場所を変えてやってみたのですが、分野が分野なのか、近いから来るというものではなかったかなという反省がございました。アンケートを見ると、もう少しまち中で交通の便のいいところでやってもらった方がいいという話もいただきました。

子どもの参加というのは、ある意味ではこれまでもやっているところが実際にはありますが、傾向としては、子どもがけがをしないように大人が全部をおぜん立てして、子どもはお客さんで参加するところが多いです。それは、最初のかかわりとしてはいいのですが、それにとどまるのではなく、もう少し子どもも実際にいろいろなイベントの企画に入っていたり、当日はいろいろな手伝いをしていただいたり、そういう経験を積むことが子どもの自信にもつながりますし、そういう自信が生きる力にもつながっていくと思います。そういう子どもが育つためにかかわりを持つ大人を養成しようということで去年から実施したものでございました。

ただ、PRの方は、ご指摘のとおり、広報の関係でどうしても1カ月前という形になって、若干広報不足の部分はあろうかと思っておりますので、そのあたりは、我々も今後実施していくに当たって検討していきたいと思っております。

○委員長 G委員、よろしいでしょうか。

○G委員 はい。

○委員長 どうぞ。

○副委員長 2の(1)大人の2番目のポツのところで「全ての市民が改めて認識し」と記載しておまして、ここに「市民」が出てきて、後のところは全部「大人」という表現になっています。これは、何か考えがあって「市民」という言葉を使ったのでしょうか。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 通常、「市民」というときに、大人も子どもも含めてという形で使うのですが、このあたりの表現は工夫したいと思います。要は、大人も子どもも全部含めて理解する必要がある中で、(1)では、「大人」という

対象の切り口として、まずは大人からスタートしようということで特出ししたところがあります。そういう意味では、本来は大人も子どもも両方理解しなければならない部分だと思ひまして、そこで「市民」と使ひましたが、1番のところも「大人」と「子ども」と使ひていますので、そういう意味では統一性のある表現にしたいと思ひます。意図的には、大人も子どもも含めた表現ということでご理解いただければと思ひます。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

(1)の大人の部分はよろしいでしょうか。

どうぞ。

○D委員 丸ポツの3番と4番は、表現は違ひのですが、ともに地域への広報活動ということで内容的には同じようなことですね。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) そうです。

地域に住む大人をターゲットにということで、具体例を書いたので二つに分けていますが、働きかけ先としては同じです。

○D委員 3番の「家庭や学校における広報普及とともに、子どもにとって様々な人間関係を学ぶ場である地域においても、子どもの社会性を育むための広報活動が重要。」というのは、何か解説的な感じになってしまひて、広報の内容というより解説という感じの文章ですね。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 確かに、ご指摘の点はござひます。ちょっと工夫はしてみたいと思ひます。

○委員長 ほかにありましたらどうぞ。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 今、いろいろといただいたご意見を踏まえて調整させていただきたいと思ひますが、基本的なつくり方が、まず、一番右の委員の意見の欄から、左の意見ということで、基本的には同じような話ですが、右の方で、上が「町内会の回覧板に載せる」で、下が「まちづくりセンターの活用」ということで、ある意味では、それに対応する表現でそのまま書いた部分があったので、もうちょっと工夫して、誤解のないように対応したいと思ひます。

○委員長 それでは、(1)の大人についてはこの辺で一たん打ち切りまして、次に、(2)番目の子どもに関して何か意見がありましたら出していただきたいと思ひます。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○C委員 ポツの四つ目ですが、「今後検討すべき。」というところでとめておいていただいたのは、学校としてはとても助かると思ひます。学校独自にカリキュラムをつくっていくわけですので、1年間の大体の大枠というのは前年度中に検討してやっています。それで、授業参観等でもこういう流れでやりましょうというのは前年度に出てくるのですが、今後、どんどんやりましょうということになると、これを議題に持っていくのは結構難しい面もあると思ひます。ですから、「検討すべき。」というところでとめておいてい

ただけるのであれば、かえってやりやすいのかなという気がしました。

以上です。

○委員長 この表現は適切であるということで、評価する意味でおっしゃっていただいたのですね。

○C委員 そういうことです。

○委員長 ほかに意見はないでしょうか。あるいは、ここはもう少し変えたらという点はないでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 ないようでしたら、次に、(3)の職員・教職員の方に移らせていただきます。ご意見がありましたら、どうぞ出してください。

ポツの3番目については、A委員やC委員がかかわっておられると思うのですが、かかわっておられる方から見てこれでよいと考えられるか、それとも、これでは不十分だと考えられるか、そのあたりで何かご意見をお持ちでしたら出していただければと思います。

お願いします。

○A委員 学校の教職員がこのような取り組みをこういう形でやるということは非常に大きいと思っております。ただ、これまでも、こういうようなことを随分重ねてきました。これから前に行かないのです。と言ったらおかしいのですけれども、そのためにさっきの大人へというステップがあったと思うのです。学校で教員がいろいろなことをやっていて、その保護者と、あるいは教員同士の職員研修を含めてやっているけれども、それが狭いエリアの中だけのもので、学校で教員はこういう研修をしているのですよと言ったらおかしいのですけれども、そののところを何かの形で外に出していかないと、うまくいかないと思います。ちょっと閉鎖的と言ったらおかしいですが、狭くなってしまおうと思います。だから、どう表現していいかわからないですが、教員研修なり職員研修そのものの中身を市民の方にももうちょっと理解していただくような何かがあってもいいのではないかという気がします。

○委員長 今、A委員の方から問題提起がされたような気がしますけれども、そのあたりのことは、この委員会としてこれから考えていかななくてはいけない大事な点になってくるのではないかという気がします。

どうぞ。

○B委員 おっしゃるとおりだと思います。この3番目を見ると、非常に内向きな感じがします。まずは内輪から手がたくやりましたよという宣言のように感じられるわけですが、今、A委員がおっしゃったのは、内輪ではかなりやっていて、そこが外に広がっていかないと、むしろ今後の課題なのだという指摘だったと思います。それであれば、ここに、職員が理解し、教員が理解し、そのことを地域などにもフィードバックしていくことが重要であるとか何とか、内向きで手がたくやったことをどういうふうに広め

ていくかということが課題だというような一文を入れるのも一つの手かなという感じがしました。

○委員長 ということは、問題提起的なものをこの中に入れるということですね。

○B委員 それをさらに外へどう投げかけていくのかということを考えていく必要があるというようなところでかけ橋的な一文があると、発展的かなという感じはいたします。

○委員長 今の点を、E委員はどう思われますか。

○E委員 B委員のおっしゃるとおりの面もあると思うのですが、一方では、こういう理解のある教員のもとで子どもたちが子どもの権利を理解して、きちん行使できるようになる、子どもが変わっていくということで十分かなという思いが私はあるものですから、こういうふうにやっていますというアピールまでさらにというのはどういうものがあるかなと思いつながら聞いていました。

○委員長 それに対して、B委員は何か言いたいことはありませんか。

○B委員 そうだなと思います。むしろ、現場にいらっしゃる委員の皆さんで何か……。

これはこれで、私は完結していると思います。

○委員長 あとは、問題提起的なものを入れるかどうかということですね。

○B委員 そうだと思います。

○委員長 そのあたりで、C委員はお考えがありますでしょうか。

○C委員 特にありませんというか。まとまりません。

○委員長 B委員、何か考えることができますでしょうか。

○B委員 どこまで書くかという……。

これは、市民は見ないのでですね。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 基本的には、この会議自体オープンで行っておりますので、結果ということで、答申ではないですが、同じレベルで情報提供はいたしますので、市民が見るという前提でつくられるということでご理解いただければと思います。

○委員長 この問題提起的な部分は事務局の方で何か工夫できますか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 前回のときには、右に出ている「パンフレットを配っても、説明がないと頭には入らない」「イベントなどは中心部だけではなく、各区で行う」という部分を踏まえて、それに対応する形での一たんのつくりですので、今いただいたご意見を踏まえて内容を見直して、お諮りしたいと思います。

○委員長 もう一回ありますので、そのときをお願いします。

ほかにないでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○委員長 なければ、一応、個別的な1、2については終わりましたので、最初に戻りまして、「まとめに当たって」が全体の部分になりますが、これに関して何かないでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、このまとめの案について、先ほど皆さん方から修正など意見がいろいろ出てまいりましたので、そういったものをもとにしまして、次回の委員会でその内容を変えたものを出したいと思います。そして、次回が最後になると思いますので、そのときにこの委員会としてまとめる形をとれるようにしたいと考えております。

ということで、このまとめの案についてはこの辺で終わりにしまして、岡村委員から出されているものがあります。広報活動に関する提案ということで出されておりますが、これについて皆さんの方からご意見はありますでしょうか。

なお、この提案の中に、参考にしたらいいということで幾つかの本が書かれておりますが、その本を事務局で用意してくれておりますので、回してもらえますか。

○事務局 (野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 今お返ししたものが、岡村委員の方からこういう本はどうだということで提示のあったものです。一つは、「モモ」という岩波少年文庫で、既に子どもたちにも読まれている実績もあろうかと思えます。もう一つは、「居場所のちから」ということで、今回、子どもの権利計画の中でも安心して過ごせる場所が必要ではないかというところがありますが、そういう実践活動をされてきた方の本でございます。あとの2冊は絵本ですが、子どもの権利に関する本と言われても非常に幅広くて、なかなかとらえどころのない部分がありますので、具体的にどういう絵本かということで関係の方にご相談したところ、この2冊の本がイメージ的にはちょうどいいのではないかとということであわせていただきましたので、同時に送付させていただこうと思っております。

我々としては、岡村委員にご提案いただきましたが、今回の子どもの権利計画をつくるに当たって、子どもの権利で守られていないものは何があるのかという問いをしたときに、子どもの回答で、1番はいじめ、虐待、体罰などから守られることだったのですが、2番目にどんな理由にせよ差別を受けないということがあったり、4番目に、他人との違いを認められ一人の人間として尊重されるという回答がありました。そういう人との違いを認め合いながら生活、共生していくという視点が非常に大事なのかなと思えます。特に、こういうことが守られていないと思っている子どもが多いということは、そうならないためにも、そういった部分の理解が進むような書籍の紹介はどうだろうかということで、今回、紹介させていただきました。

非常に幅広い話ではありますし、前回お話しいただきました絵本づくりも我々で今考えさせていただいているのですが、本をつくるのも、そう簡単に、では、3月までにつくりますともなかなか言えないものですから、それであれば、参考になる書籍の紹介ぐらいからスタートとして、今回のご提案の中にもあります絵本なども並行して準備できたらと思っております。まずは、こういうわかりやすいPRの中で、こういう本という形での紹介はできないだろうかということをご検討いただければと思っております。

○事務局（金田子ども未来局子ども育成部長）　今回、シンポジウム「『非行少年』に寄り添う」ということでお配りしているのですが、子どもの権利ということに関しまして物すごくわかりやすいシンポジウムの内容になっているので、こちらを副委員長から少しご紹介していただいたら、今の議論にもいいのではないかなと思います。

○副委員長　今、札幌弁護士会では、非行少年などで家裁に送致された子どもたちに付添人をつけたいということで活動しておりまして、その関係のシンポジウムとして、ことしの3月10日に「『非行少年』に寄り添う」という形のシンポジウムを開催いたしました。

最初のところは取っつきづらいところかもしれませんが、20ページから見ていただきますと、坪井節子さんという東京で活動されている弁護士が出てまいります。この方は、東京で虐待された子どもたちのシェルター、逃げ場所を弁護士が集まってつくっている社会福祉法人カリヨン子どもセンターの理事長をしています。

この先生の講演内容を反訳してつけていますが、虐待を受けた子どもたち、非行に走った子どもたちがどんな思いでいるか、それにかかわってきた弁護士がどういう活動をしてきたかがよくわかる内容になっています。本当は、あの場所で聞いていただけると、迫力があっておもしろかったと思いますが、本当にいい講演でした。この冊子は、その一端がうかがわれると思いますし、読み物としても本当におもしろいと思いますので、ぜひ読んでいただければと思います。いろいろな子どもたちに対するかかわり方が少しずつ見えてくるのではないかと考えています。

○委員長　今、皆さんのところに資料が回っていると思います。そして、岡村委員の提案以外に、副委員長の方から弁護士会のシンポジウムに関する資料の簡単な説明があり、それに関する資料を皆さんに1冊ずつ差し上げるということで配られていると思いますけれども、そういったものを見たり、あるいは聞きながら、何か感じていることがありましたら出していただければと思います。

どうぞ。

○B委員　副委員長、これはすごく興味深いです。ありがとうございます。

岡村委員のご意見ですが、確かに魅力的で、私も、ぱっと思い浮かぶものでこれは読んでほしいとか、これはすごくいいとか、自分の中で推薦したい本が浮かぶのですが、例えば皆さんが2冊ずつ持ち寄ったとして、かなりばらばらになりますね。それをそのまま出すということになるのでしょうか。受け取った側がそれをどういうふうに解釈するのかというところが相当難しいと思っています。それぞれの選んだ軸がどうかとか、選ばれなかった本はどうなのかとか、いろいろあるので、なかなか悩ましいところかなと感じています。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長）　基本的には、各委員ごとというより、まずは出し合って、こういう本があるのではないかとということからスタートすると思います。そういう意味では、当然、話の中である程度の調整は出てくると思っております。何冊出てくるかにもよりますが、これは義務という話ではないので、そういう観点

で進めていかどうかという中で出していただきたいというお願いでございまして、実際に出てきた中で我々の方でも一覧をつくって、それを次のときにお示しして、こういう形で出てきましたが、どうでしょうかという中で進めていくのかなと思っております。

正直に言いまして、かなり広い範囲だと思います。私が先ほど例を挙げた一人一人の違いを認めるようなことが理解できる本とか、例示では言ったのですが、分野としてはかなり広い分野になる部分もございまして、余りいろいろやっていくと收拾がつかなくなる場所もあると思います。そういう意味では、まず、これはというものを出していただくところからスタートした方がいいのかなと思います。今回出して、5年も6年もそのままということは考えておりませんので、今の段階で出せるものを出していただいて、先ほどの子どもの理解を進めるという部分でまずは一歩踏み出せばというふうに思っておりますので、ご協力いただければと思っております。

○副委員長 これは、子どもに読んでもらいたい本ということですか。それとも、大人にも読んでもらいたいとか、対象はどういうふうになるのですか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 基本は子どもと大人の両方ですが、これは子どもに読んでほしい、これは大人にというふうに二つに分けて募集した方がいいのかなと思っております。今回は子どもだけということは考えていませんが、今、出した本も、「モモ」は少年少女文庫ですから子どもでしょうし、「居場所のちから」になると、子どもというか、もうちょっと大人がこれを読んでという話になるでしょうから、そういう意味でも、大人と子どものそれぞれでもしあればというご理解でよろしいと思います。

○事務局（金田子ども未来局子ども育成部長） よろしいですか。

○委員長 どうぞ。

○事務局（金田子ども未来局子ども育成部長） 今お話ししている絵本の方は、子ども向けの絵本ですが、内容を見ると、大人も十分感動できる内容になっています。そういう意味では、両方に該当するものもあるかと思っております。それから、副委員長がお持ちいただいた坪井先生のシンポジウムの記録の方では、私は、4月にここに来るまで、子どもは育てていますがけれども、子どもの人権や権利を改めて考えたことがなかったのです。そして、子どもの権利条例を読んだときに、これをどういうふうにとらえたらいいのか、現実の生活の中ですとんと落ちてこなかったのです。ところが、この坪井先生のシンポジウムの記録を読みますと、子どもの人権とは何かということをついにまとめているのです。

30ページと31ページにあるのですが、30ページの一番下の方の段落で、一つ目が生まれてきてよかったねということです。子どもの権利とは、「ヒューマン・ライト」と言うけれども、その「ライト」の意味も、権利というものではなくて、例えば、「オール・ライト」の「ライト」とか、「ユー・アー・ライト」、あなたは正しいという意味の「ライト」だというふうにおっしゃっているのです。難しいことではなくて、実際にあなたがいて、生きて、生まれてよかったんだよということだとおっしゃっています。二つ目は、ひとりぼっちではないんだよということだとおっしゃっています。人間というのは、本当



にひとりぼっちでは生きていけないけれども、あなたはひとりぼっちではないんだよ、子どもたちにはパートナーが必要なんだよということをおっしゃっています。三つ目は、あなたの人生はあなたが歩いていいんだよと。要するに、その人生を選ぶのは大人ではなくて子ども自身なんだよとおっしゃっているのです。こういうふうにおっしゃっていただくと、ものすごく理解が進むなと思いました。そのように、読んだ人あるいは見た人に何かひっかかるようなものを提供できたらすてきかなというふうには感じました。

○委員長 ありがとうございます。

○副委員長 坪井先生は、本当に自分で活動しているのです。自分たちでシェルターを運営して、自分たちで活動して、生の子どもたちを扱っていますから、そこから出てくる本当の言葉、自分が感じる子どもの権利を話してくださっていて、ある意味、実践から出たものというのはわかりがいいなというのはそのとおりでした。話し方も本当によかったので、また何かの機会があってお呼びできたらなと思いますし、聞いた皆さんが感動された講演でした。

○委員長 副委員長もすごく感動されたようなので、ぜひ、皆さんもしっかり読んでみてください。

そして、権利の問題についても、やわらかい言葉で、わかりやすい言葉で話をするということがすごく大事です。そうしないと、なかなか理解が進んでいかないだろうと思います。

僕も、一応は憲法をやっている立場からして、権利というものをどうやって学生にわかってもらおうかということで、大変な思いをします。言葉だけで言っても実際には学生に伝わりませんから、どうやって理解してもらおうかというのは大変なところです。

B委員も心配しているところがあるかもしれませんが、まずはやってみるということが必要ではないかと思います。そういう意味では、こういう本を読んだらいいというものを皆さん方から推薦していただいて、それを子どもの権利の理解のために広めていく、そういう役割も我々は持っているのではないかと思うのですが、どうでしょうか。まずはやってみるということが必要ではないかと思うのです。

どうぞ。

○G委員 私は、前回初めて出させてもらって、今さらという感じはあるのですが、疑問に思っていることがあります。権利というのは、この年になって何となくわかるのですが、子どもの権利ということで解釈すると、私たち民生委員の場合は、子育て支援の場合はゼロ歳から18歳までで、体は大人でも子どもは子どもという解釈でいるのです。ただ、これを見ますと、今、回ってきたものも含めて、あるいは、「子どもにすすめるまちづくりガイドライン」というものもいただいたのですが、こういうものを見る限りでは、割と小学生を対象にしているというような感覚を受けてしまいます。子どもの権利といっても、僕が言うゼロ歳から18歳ということになると、小・中・高という三つに区分けをした場合、その段階、段階で権利は違ってくるのではないかというふうには僕は解釈するのです。

ただ、今、議論をしているところは、低学年の方が圧倒的に多く、それ以上のものは、僕は2回目で前回しか出ていないからよくわかりませんが、そういう解釈をしています。そういう進め方でいいのかなと思うのですが、どうでしょうか。

○委員長 どうぞ。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 年齢に応じてというか、特に枠は設けなくてこれまでも議論をしてきたのですが、委員がおっしゃるように、子どもの権利そのものは、条例で定める四つの権利はゼロ歳から18歳までみんな同じ権利があるという前提です。ただ、ゼロ歳の子どもと18歳の子どもと同じ権利があっても、そのウエートづけが全く同じかといったら、決してそうではないです。まず、ゼロ歳の子どもは、安心して生きる権利が何よりも優先されるでしょうし、18歳の子どもになると、安心して過ごす権利は当然大事ですが、自分の力もついていきますから、そういう意味では、今、ガイドラインもお配りしましたが、実際に参加する権利のウエートがやはり大きくなってくると思います。権利そのものはすべての子どもに平等にかかわってきますが、それぞれの段階に応じてかかわり方は違うのだらうと思っております。

今回、1期目の皆様方には、計画をつくる段階でいろいろな施策についてもご議論いただきましたけれども、分野によっては、かなり小さいお子さんが対象になるものもありますし、高校生をターゲットにしたものもありますし、それぞれの状況に応じて議論してきたと理解しております。必ずしも、低学年とか小学校に限定してということは特に考えておりませんので、話す中身によってそれぞれの対象を想定しながら議論していただいているということをご理解いただければと思っております。

○委員長 G委員、よろしいでしょうか。

○G委員 わかりました。

○委員長 それでは、岡村委員からの提案はどうでしょうか。

どうぞ。

○A委員 非常に幅広くて、なかなか難しいなと思います。ただ、今、坪井先生の講演の資料は、正直に言いまして、子どもよりも大人に見せたいものだと思います。虐待なり、少年院その他、いろいろな背景や要因、そして、そこに子どもの権利のいろいろな問題がかかわってくるということで、ごく普通に小・中学校へ行っている子どもたちに理解してもらいたいというよりも、むしろ、大人がしっかり把握していただきたいものだと思います。ごく普通に学校生活を送っている子どもたちが、将来、おかしな視点を持たないよう、一人一人を大事にするとか、先ほどもちょっとありました命の大切さとか、そういう視点をきちっと持たせられるような本を選んでいくといいと思います。それは、小学校、中学校段階で書き方も随分違って来るだらうと思っております。ですから、必ずしも非行問題や虐待問題ばかりをどんどん図書的に挙げてみても仕方がないだらうと思います。もっと根幹になるような、人の生きざまみたいなものを子どもたちがゆっくりと持っていきながら読書のいいところではないかという気がしておりますから、これで図書を選ぶとなると、

そういうような視点からはかなり難しいかなという気がしています。

○E委員 岡村委員の提案を読ませていただきますと、各委員なりの切り口でお勧め理由なんかもつけたらいいのではないかとあります。私は、2年間の委員を終えるに当たって、各委員が子どもの権利に関してどういう思いで2年間やってきたのかということとも絡むような気がしますので、この本はこういうふうに子どもの権利と絡むと考えるということもちゃんと書いて、しかも、絵本だけれども、これはぜひ大人に読んでほしいとか、切り口を明確にすることによって各委員のカラーが出ますので、なかなかない読書紹介の一つになるのではないかと期待があります。私は、この岡村委員の提案に賛成して、自分もぜひ何冊か選んでみたいと思っております。

○委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

○副委員長 例えば、委員が何かコメントをつけたとして、それは札幌市の子どもの権利委員会の推薦という形にはならないのですね。それを札幌市が推薦するという形で出すものなのか、子どもの権利委員会として推薦するものなのか。要するに、子どもの権利委員会の委員はどんどん交代していきますので、かわっていく委員たちがそのときに何を考えたか、何を思っているかということでも本を推薦して冊数を重ねていくというイメージで考えてよいのでしょうか。それとも、札幌市の方である程度考えて、そういうようなシリーズで推薦していくというイメージで考えた方がよいのでしょうか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 基本的には、子どもの権利委員という立場で、子どもの権利を理解するためのPRということでこういう本をご紹介いただければと考えております。そういう意味では、1期はことしの11月に終わりますけれども、今度、2期目の委員になったときは、改めていろいろお伺いする中で、そのまま残るものもあるでしょうし、加わるものもあると思いますので、そういうところで対応していけばよろしいと思っております。出したものがすべて固定されて、未来永劫このままということまでは考えていないのですが、まず、一たんは子どもの権利委員という立場で紹介いただけるものを出していただければと考えております。次の委員がやらないと言われれば、それはまた考えます。

○委員長 ほかの委員はいかがでしょうか。

○B委員 確認です。

E委員がおっしゃったことは重要なことだと思うのですが、そうすると、例えば、Bが推薦したものだということをはっきり明記して、Bは、こういう論点で、こういう内容だから子どもの権利条例とこういうふうに絡むのでご推薦申し上げますというところまできちんと示すということでしょうか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 我々としては、理解するに当たってこういうところが大切なのではないかとコメントはいただきますけれども、だれがというところまでは要らないのではないかと考えております。あくまで権利委員の皆さん

で、1回出していただいたものをまた皆さんにお示しして、この本がこういう推薦理由で子どもの権利の理解に供するのではないかということでPRするという事です。そういう意味では、委員そのものは匿名になると思いますが、なぜこの本がというところはそれぞれの委員に書いていただくことになると思います。

○事務局（岩崎事務職員） 中央図書館の方で、市民の方から、小学生向けだったと思いますが、本の表紙と、100文字か150文字ぐらいですが、どの年代向けにこんな視点でこういうふうにも読んでもらいたいといったコメントを載せた冊子をつくっています。これは、別に切り口が権利ということではないですけども、氏名は掲載せず、そういった本を50冊ほど紹介したものです。本日はお持ちできなかったのですが、今回はそういうものをイメージしております。

○事務局（金田子ども未来局子ども育成部長） それがないと、イメージがつきにくいかなと思います。

○G委員 権利どうのこうのということではないのですが、私が委員になってから、たまたま私の友達の声を五十何年ぶりに聞いたのです。昔、職場で一緒になって、二、三カ月ぐらい一緒に仕事をした人ですが、その後はずっと会ってなくて、年賀状のやりとりだけだったのですが、たまたま、2カ月ぐらい前にこういう本を突然送ってきたのです。「高校生の皆さんへ」という本です。この本は、自分でパソコンを使ってつくったものです。素人がつくっている本ですから、それなりですけども、何で「高校生の皆さんへ」ということなのか。中を全部は読んでいませんが、ぱらぱらと読んだら、我々ぐらいの年になると、人生何十年もやってきていますから、いいことも悪いことも大体わかっています。そして、本人は高校の1期生だったので、当時の先生から、おまえたちは1期生でこれから後輩がどんどんできる、大先輩になるのだからという話があり、そのことが常に頭にあってこの本を書いたらしいです。要するに、高校生として生活していて、大人が自分で経験したことに関して早く言ってやれば、本人たちも気づいて、それに対しての対応の仕方が出てくるだろうとか、人生訓みたいなものかなという感じがしました。極端に言えば、こういうような本もあると思います。例えば、これを読むことによって、たばこや酒がどうしてだめなのかとか、いいとか、スキーをやっていてよかったとか、取りとめのないことですが、これを読むことによって、僕もそうですけれども、高校時代にそういうことがわからなくても、後になってみるとわかった、そういうような感じのことがあるのですね。こういうような本であっても、問題は読む人が前向きに読むかどうかだろうと思いますけれども、参考にちょっと紹介させていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方はいかがでしょうか。

どうぞ。

○B委員 私は、すごく画期的なご提案だと思うのですが、本を紹介するという事はそんなに気軽なことではないと思います。ましてや、この委員会として皆さんがお出しにな

ったものは、すべて通ると思うのです。皆さんがそれぞれの思いで選んだものですからね。ただ、それがすべて委員会で選んだものとして推薦図書という形で載るというのは、私としてはちょっと重さも感じます。ですから、両方の中で揺れ動いているのですが、もちろんトライしてみてもそれなりに意義があると思います。ただ、怖さも半分あるかなというところですよ。

○C委員 非常に重たいですね。

○B委員 重たいのです。

でも、委員会としてやるというのなら、私も、この本がいい、あの絵本もいいというものがたくさんありますので。

○委員長 恐らく、それぞれの委員もずっしりきているのではないかと思いますけれども、まずはやってみませんか。やる意味はすごくあるのではないかというふうに私は思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、重い雰囲気の中でこの件についてはやるという方向でまとめさせていただきましたけれども、この件に関して、事務局の方で何か具体的なイメージはありますでしょうか。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 今、参考図書として回させていただきましたが、それ以外にも、先ほどの命の大切さの話とか、一人一人、個人が尊重される視点とか、幾つかポイントを整理した上で、委員の皆様方にこういう考えでどうだろうかということ様式等を別途ご送付させていただきたいと思います。それを踏まえて、次回の委員会のときにご議論いただければと思っております。

きょうは8月9日ですけれども、うちの方でできるだけ早く皆さん方に様式を送って、できれば、次は10月に委員会を予定していますので、何とか9月末ぐらいには一たんまとめたいと考えております。その辺も含めて、後日、お手紙を差し上げたいと思います。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、今の件であります、この委員会のメンバーで、自分がこれは適当だと判断したものを出示していただきたいと思っております。

それでは、この件については終わりましたので、最後に、事務局の方から何か連絡事項がありましたらお願いいたします。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 今もお話しさせていただきましたけれども、次回は10月ごろを予定しております。委員の任期が11月ですから、恐らく、次回が最後の会になるかと思っております。今回は、きょうの広報の案も含めて事前に少しやりとりをさせていただいて、ある程度調整した段階で次の最終回に出したいと思っております。これまでは、単に事前に会議の資料を送付ということでお配りさせていただきましたが、今回は、事前にもう少し調整させていただいた上で、最後の10月の会議にお諮りしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

### 3. 閉 会

○委員長 それでは、この辺で本日の委員会は終了いたします。

皆さん方も、決して考え事をしながら帰るなんてことはしないでください。それだけでなく、きょうは結構暑いですから、気をつけてお帰りいただきたいと思います。

きょうは、どうもありがとうございました。

以 上